

海辺のバーベキュー利用の適正化に向けた
社会実験実施結果報告書

平成 26 年 12 月

神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター
神奈川県東部漁港事務所

三浦半島地域におけるバーベキュー利用の状況

わが国のバーベキュー人口は近年増加しており、レジャー白書 2014 によると、約 2,110 万人(注1)と推計されている。特に最近ではバーベキューの機材を安価で入手できることから、専用のバーベキュー場以外の海岸や河川敷におけるバーベキュー利用者が増加しており、三方が海に囲まれている三浦半島地域の海岸にも、多くのバーベキュー利用者が訪れている。

三浦半島の海辺のバーベキュー利用の状況を見ると、横須賀市の東京湾側の海岸付近には、バーベキューエリアを有する大規模な都市公園が設置されており、事業者が一定の管理を行っていることから、ある程度ルールを守った利用がなされている。しかし、その他の地域、特に逗子市、三浦市、葉山町の海辺にはこのような都市公園は設置されておらず、自由に立入りのできる様々な海岸でバーベキューが行われており、その増加に伴い、海岸及び河川敷や周辺の住民のためのごみステーションに、バーベキューごみや使用後のバーベキュー機材が不法に投棄されるなど、近隣住民に迷惑がかかる問題が多く発生している。

(注1)レジャー白書 2014：(公財)日本生産性本部より

公共用物におけるバーベキュー利用について

海岸、公園、河川などは公共用物(直接に一般公衆の共同使用に供されるもの)であることから、バーベキュー利用に係る管理が難しい。

そうした中で、都市公園においては、都市公園法に基づき制定された都市公園条例において火気の使用を制限していることから、バーベキュー利用については、利用可能区域と禁止区域を定めて徹底した安全等の管理を行うことが可能である。

また、河川については、河川法に基づく占用許可に一形態として包括占用許可制度があり、治水上、環境の保全上等の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、市町村と河川管理者が協議して区域を決定した上で、都市計画に関する基本的な方針に沿った利用を行うことを条件として、市町村が包括的に占用許可を受けることができる。一部の河川では、この制度を活用して、市町村が一定区域に限定してバーベキューエリアを設定し、他を禁止エリアとした事例がある。

「<参考>公共用物におけるバーベキュー利用について」(P13)参照

社会実験

1 社会実験の概要

(1) 目的

海岸の原則自由使用という現行の制度の中で、現在発生しているバーベキュー利用に伴うごみの不法投棄をなくし、近隣住民に迷惑をかけずに海辺でバーベキューを行うていただくための方策として、機材のレンタルやごみの回収サービスを有料で提供することが有効かどうかを検証するために、社会実験を実施した。

(2) 概要

ア 場所

城ヶ島白秋碑苑（三浦市三崎町城ヶ島）(注2)

イ 期間及び時間

期間：平成 26 年 7 月 19 日（土）から 9 月 28 日（日）まで

時間：11 時から 16 時まで

（7 月、8 月は全日、9 月は土日祝日のみ。ただし、前日の 17 時まで利用の予約がない場合は、翌日の営業は行わない。）

ウ サービス内容

a 機材レンタル（ごみ回収を含む）

大人 1 人：1,000 円、小学生 1 人：500 円

b ごみ回収のみ（ごみ袋 45L 3 枚(分別用)セット) 500 円

分別の関係から、実験途中でごみ袋は 3 枚セットから 4 枚セットへ変更した。

エ 社会実験実施者

県と民間事業者が協定を締結して社会実験を行った。今回の社会実験に伴い、県から業者への委託金、交付金等の支出は行っていない。

それぞれの役割は、次のとおりである。

神奈川県	横須賀三浦地域 県政総合センター	三浦半島地域における海辺のバーベキュー利用の適正化に向け、社会実験を統括するとともに、施策を検討する。
	東部漁港事務所	白秋碑苑の管理者として、社会実験の現場管理を行うとともに、バーベキューに伴うごみ問題等の実質的な課題への対応を検討する。
民間事業者	株式会社デジサーフ	社会実験の趣旨に即したサービスを提供する。



(注2) 城ヶ島白秋碑苑

神奈川県が整備した公共海岸で、漁港区域内であるが、島民や観光客の憩いの場として提供できるよう、岸壁等の漁港施設整備を行わなかったエリア。昭和63年度から失われた砂浜の復元や緑地などの整備を目的に海岸環境整備事業により整備を行い、平成2年7月に供用を開始。詩人北原白秋の詩碑と記念館があることから、城ヶ島の観光スポットの一つとなっており、多くの観光客が訪れている。

海水浴場でないため遊泳はできないが、苑内にトイレ及び水道が設置され、緑地や城ヶ島大橋の橋梁などの適度な日陰があることから、バーベキューの利用者が訪れており、一部の利用者によるごみの不法投棄や騒音、他の観光客とのトラブルなどが問題になっている。

なお、不法投棄されたごみの処理は、管理者である東部漁港事務所が行っており、処理費用に県費が充てられている。

城ヶ島白秋碑苑 位置図



国土地理院撮影の空中写真(2007年撮影)を加工

オ サービスの提供方法

(機材レンタルサービス)

- ・ 機材のレンタルは事前予約制。(当日在庫があれば、当日の利用も可能)
- ・ 利用者は、白秋碑苑の入り口付近に設置した事業者の受付で機材を受け取り、白秋碑苑内の好みの場所に機材を設置 (必要に応じて、事業者が設置のサポート。機材持込利用者も白秋碑苑を利用することが可能。)
- ・ ごみは「燃えるゴミ」「燃えないごみ」「缶・ビン」「ペットボトル」に利用者が分別し、返却する機材とともに、入り口の受付へ持参

(ごみ回収サービス)

- ・ 機材持ち込みのバーベキュー利用者が事業者受付にてごみ袋セットを購入。バーベキュー終了後に、利用者が分別したごみを事業者受付に持参。

2 社会実験の検証

(1) サービスの利用者数 (別紙 1 (P17) 参照)

- ・ 機材レンタルサービス (ごみ回収を含む) の利用 86 組 604 人
- ・ ごみ袋購入 (機材持ち込み利用者) 24 組

(社会実験期間中 (54 日間)、利用があった日は 32 日であった。)

利用者は、8月の土日と9月前半の3連休の利用者が多かった。

一方、7月、8月の平日のうち、前日までに利用の予約が無かったため、スタッフを配置しない日が 22 日あった。また、レンタル利用者が 1 組などで、利用人数が少ない日は、人件費などの必要経費がレンタル利用料収入を上回った。

(2) 機材レンタルサービス及びごみ回収サービスの利用率 (別紙 1 (P17) 参照)

利用区分		コンロ数	利用率	持込利用者のごみ回収サービス利用状況
機材レンタルサービス利用		111	55%	
持込利用	ごみ回収サービス利用あり (ごみ袋の購入組数で計上)	24	12%	26%
	ごみ回収サービス利用なし	68	33%	74%
	小計	92	45%	100%
合計		203	100%	

持込コンロ数は、原則として 13 時頃に数を数えているが、機材レンタルの予約がない日については 15 時 30 分頃に数えている。

実験開始当初の 7 月は、持込コンロ数がレンタルコンロ数を上回っていたが、8 月以降、レンタルコンロ数が逆転し、9 月単月ではレンタルサービスの利用割合が約 8 割となった。

(3) 白秋碑苑における不法投棄のごみの量（45Lのごみ袋に換算）

- ・今年度の不法投棄のごみの量 28 袋
 - ・昨年度の不法投棄のごみの量 49 袋
- 
約 43% 減少

回収した不法投棄のごみの量について

今年度：東部漁港事務所が毎日白秋碑苑を巡回し、ごみがある都度収集した量

昨年度：業者の定期収集分及び、東部漁港事務所の週1回のパトロール時に収集した量（他に、お盆の時期など大量に不法投棄があった際に臨時に回収したものがあるが、回数や数量の記録がないため算入していない）

全体的にごみの不法投棄は減少した。特に8月のお盆の時期については、昨年の同時期より利用者が増加したにも関わらず、不法投棄のごみの回収量は減少している。

(4) 東部漁港事務所が処分した廃棄物の数量（三崎漁港分）の比較

単位：kg

月	廃棄物の数量		前年同月比
	平成 26 年	平成 25 年	
7 月	1,650	1,875	88.00%
8 月	460	755	60.93%
9 月	880	1,230	71.54%
合計	2,990	3,860	77.46%

三崎漁港（花暮、新港、向ヶ崎、城ヶ島）の岸壁や道路から回収した廃棄物の量

(5) 利用者アンケート

ア 実施方法

機材レンタルサービス及びごみ回収サービスを利用したグループ毎に実施し、機材レンタル返却時やごみ回収時にアンケート用紙に記載していただいた。

イ 回収率

72.7%（対象 110 組に対し、回答数は 80 組）

ウ 内容

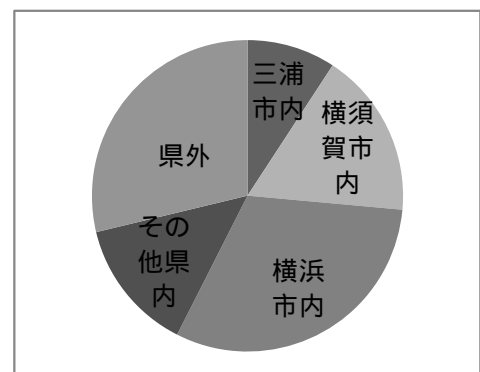
利用時間の設定や料金設定が適当か、バーベキュー利用の時間や場所を限定することについて賛成か反対かなどを質問した。（別紙 2 (P19) 参照）

(6) 利用者アンケートの結果（別紙 3 (P21) 参照）

（端数処理のため、割合の合計は 100%にならない場合があります。）

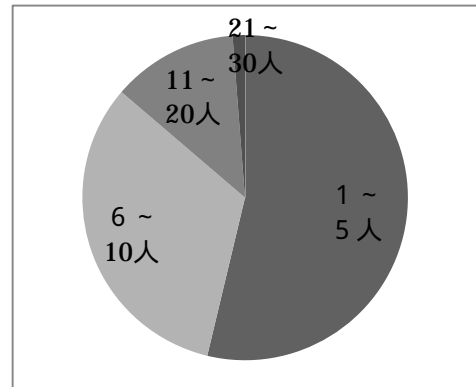
Q1 どちらからいらっしゃいましたか？

- 三浦市内 9.2%
- 横須賀市内 17.2%
- 横浜市内 31.0%
- その他県内 13.8%
- 県外 28.7%



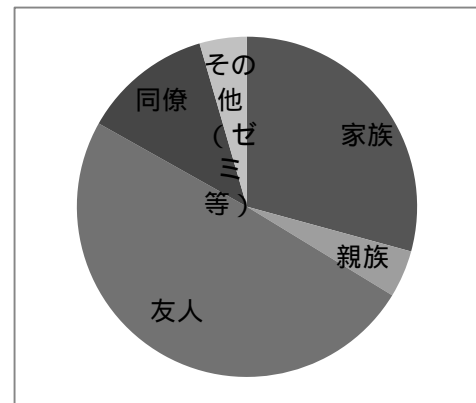
Q 2 何人でご来場されましたか？

1～5人	53.8%
6～10人	32.5%
11～20人	12.5%
21～30人	1.3%
31人以上	0.0%



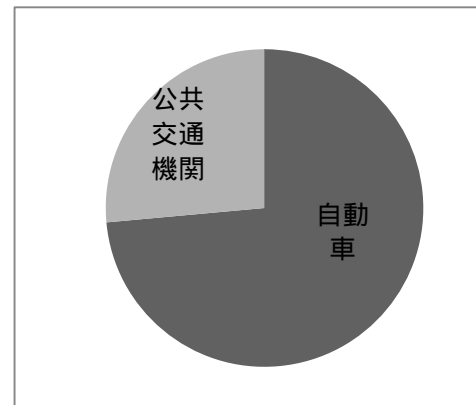
Q 3 どのような方といらっしゃいましたか？

家族	29.2%
親族	4.5%
友人	49.4%
同僚	12.4%
その他 (会社、ゼミ)	4.5%



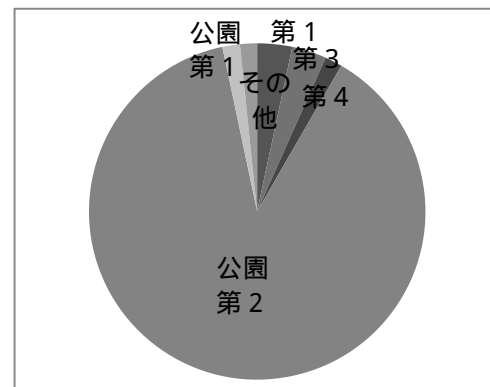
Q 4 何を利用して来られましたか？

自動車	73.6%
公共交通機関	26.4%



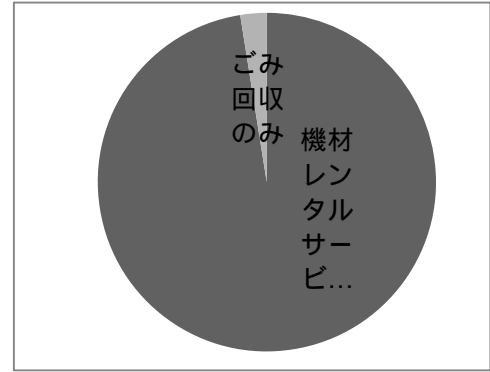
Q 5 お車はどちらに駐車されましたか？

第1	3.3%
第2	0.0%
第3	3.3%
第4	1.7%
公園第1	1.7%
公園第2	88.3%
その他	1.7%
(すぐ近くのところ)	



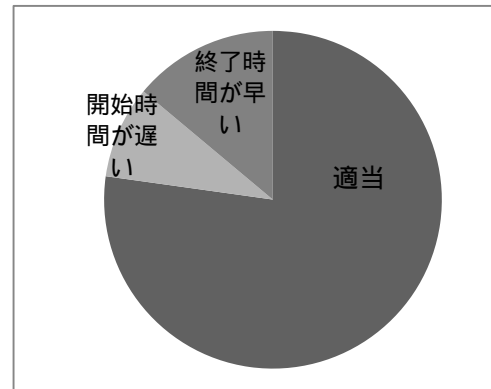
Q 6 今回はどのサービスを利用しましたか？

機材レンタルサービス (ごみ回収を含む)	97.5%
ごみ回収サービスのみ	2.5%



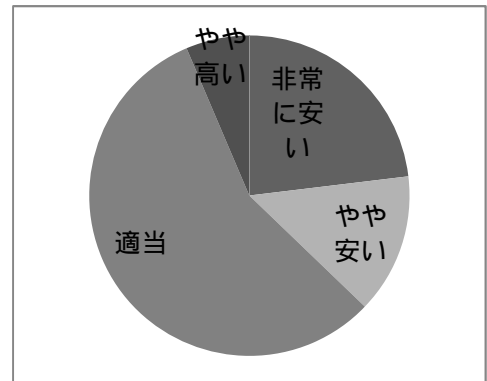
Q 7 機材レンタルの時間設定（11時～16時）は適当ですか？

適当	77.2%
開始時間が遅い	8.9%
終了時間が早い	13.9%



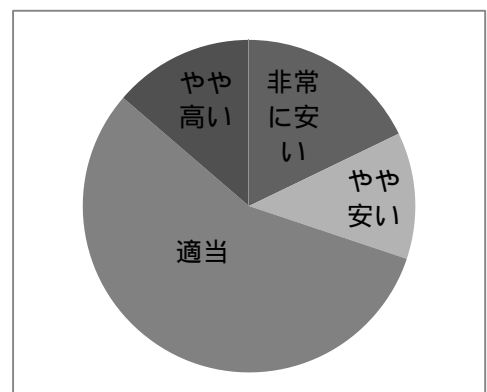
Q 8 機材レンタル料金（大人1,000円、小学生500円）は適当ですか？

非常に安い	23.1%
やや安い	14.1%
適当	56.4%
やや高い	6.4%
非常に高い	0.0%



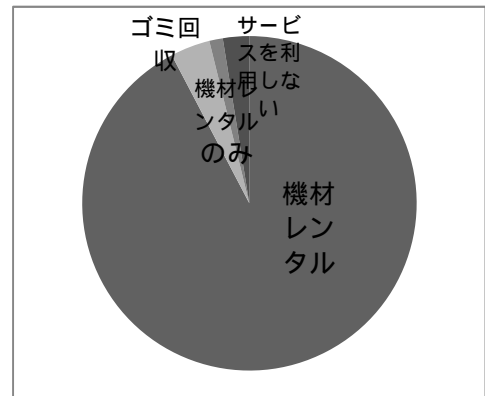
Q 9 ごみ回収サービス料金（分別用3枚500円）は適当ですか？

非常に安い	17.8%
やや安い	12.3%
適当	56.2%
やや高い	13.7%
非常に高い	0.0%



Q10 白秋碑苑で、今後もサービスを利用したいですか？

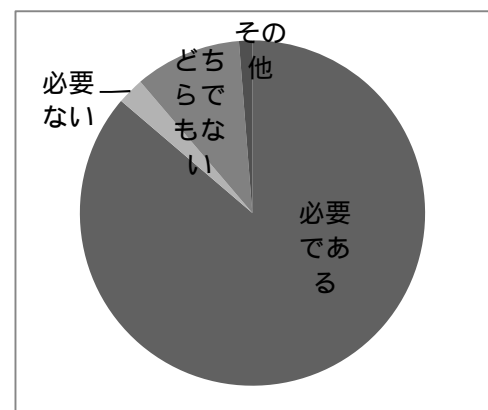
機材レンタルを利用したい	92.3%
ゴミ回収のみを利用したい	3.8%
機材レンタルのみを利用したい	1.3%
サービスを利用しない	2.6%



Q11 海辺でのバーベキュー利用について、やってよい場所を決めるなど、場所や時間を限定することについてどう考えますか？

必要である	86.3%
必要ない	2.5%
どちらでもない	10.0%
その他	1.3%

(このやり方が一番)



Q12 海辺でのバーベキューについてのご意見などがありましたらお願いします。

- ・今回とてもきれいな環境でとても楽しめました。
- ・非常に気持ちの良いBBQ場でした。ありがとうございます。
- ・とてもサービスがよかった。また来たいです。ありがとうございました。
- ・サイコウでした。
- ・大満足でした。もっと周知をして多くの人に参加してほしいと思います。
- ・とても楽しかったです。ぜひまた利用したいです。
- ・バナナボートなどレジャーがあれば何より。最高でした。
- ・楽しめました。
- ・海辺は風が強いので炭に火をつけやすくする工夫があるといいです。海辺のバーベキューはとても楽しかったです。
- ・利用する場所を決めてほしい。
- ・ルールを決めることは大切だと思う。
- ・若者がおしっこを木陰でしているようで、通ると臭かった。
- ・貸切で楽しかったです。
- ・とても楽しかった。
- ・ゆったりと楽しめました。でももう少し早い時間から開いているとありがたいです。
- ・今回は時期はずれの9月13日の利用であったので、すいているのが良かったです。
- ・トイレの増設。
- ・屋根がほしい。

- ・食材サービス（有料・要予約）
- ・ゴミ回収サービスなどを利用して、利用者各自清掃など注意を促すほうが良いと思う。
- ・ルールを守って環境を守る働きかけが必要。

(7) 城ヶ島関係者へのヒアリング（平成 26 年 10 月 28 日実施）

ア 城ヶ島区、白秋記念会

- ・社会実験についてはうまくいったと住民も喜んでいる。効果はあった。
- ・去年は白秋碑苑でバーベキュー利用者による騒音もあったが、今年はなかった。
- ・ごみの不法投棄も減った。ただ、今年も 3 回くらい、休み明けに記念館の裏にごみを捨てられたことがあった。
- ・実施時間が 11 時から 16 時までとなっているが、もう少し伸ばしてもらえると良いと思う。希望としては、10 時から 17 時にしてほしい。
- ・白秋記念館に、ごみやバーベキュー利用者のマナーについて苦情電話が来なくなった。
- ・白秋記念館を受付と勘違いしたり、トイレの場所を聞かれたりしたので、苑内の案内表示をしてほしい。
- ・警察が出動せず、軽微なトラブルも減少したので、来年も是非営業していただきたいと思う。
- ・城ヶ島の他の海岸の状況は変わらないので、今後、他の海岸での対策もやってほしい。

イ 城ヶ島観光協会

- ・やってよかった。成果があったと思う。ごみも全くなかったわけではないが、やらなかった場合より減った。
- ・レンタル利用者はマナーよくやっていたし、持込みでの利用者とのトラブルはなかった。実験のマイナス面はなかったと思う。
- ・去年は、白秋碑苑で酔っ払いによるトラブルもあったが、今年はなかった。
- ・同窓会等で利用したいとの声もあり、食材、飲み物とのセットがあると良いと思う。
- ・大橋の料金所でごみの処理費用を徴収して、島内の所定の場所でごみ回収を行う方法もあるのではないか。
- ・島内の他の海岸についても今年はごみの苦情を受けなかった。
- ・利用料金体系がわかりにくいという声があった。

ウ 城ヶ島漁業協同組合

- ・ごみの不法投棄、大橋の下の違法駐車、夜の騒音などの問題について、減少したので、効果があった。社会実験は成功だったと思う。
- ・去年は白秋碑苑の水道にホースをつないで独占する人がいたが、今年はなかった。
- ・去年は騒音を出す利用者がいたが、今年はいなかった。
- ・東部漁港事務所が毎日見回りをしてくれてよかった。
- ・周知によりサービス利用者を増やし、ごみの不法投棄を減らせるとよい。

(8) 事業者へのヒアリング（平成 26 年 10 月 22 日実施）

ア 社会実験の効果と課題

（効果）

- ・社会実験としての効果はかなりあったと思う。
- ・機材レンタルを利用していただいた方は、周辺に迷惑をかけることなくバーベキューを楽しんでいただいた。また、これまでも白秋碑苑を利用されていたと思われる機材持込の利用者についてもごみ回収のサービスを利用していただき、ごみの投棄も減ったと思う。
- ・整然と行うことによる抑止効果もあったと思う。
- ・利用者の反応は良かった。

（課題）

- ・機材持込の方のごみ回収サービスの利用を伸ばす必要がある。

（その他）

- ・採算は厳しいものであったので、今後続けるためには利用者を増やす必要がある。

イ ごみの処分量

（kg）

月	一般ごみ	埋立ごみ	有価	枝木	外ボール	廃プラ	合計
7	100	4	23	-	8	28	163
8	290	22	89	5	5	127	538
9	215	21	47	-	16	67	366
合計	605	47	159	5	29	222	1,067

3 社会実験の検証結果

(1) 社会実験の効果について

ア ごみの問題について

- ・サービスの利用者については、ごみの回収が適切に行われた。
- ・一部の機材持込利用者によるものと思われるごみの不法投棄についても、事業者や管理者の目があることにより昨年と比較して減少し、抑止効果が認められた。

イ その他

- ・関係者へのヒアリング結果において、騒音等のマナーに関する問題についても減少したとの意見がほとんどであり、利用者のマナー向上にも効果があったものと認められた。
- ・サービス利用者の感想も好意的な意見が多く、また今後も利用したいという意見が大多数であった。

(2) 社会実験の課題について

ア ごみの問題について

- ・サービス提供の時間帯以外（夜間等）にごみの不法投棄があったことから、この時間帯の対策について検討が必要。
- ・機材持込利用者のごみ回収サービスの利用促進が必要。

イ サービスの提供内容等について

- ・ サービス提供の時間帯については、開始時間を早めてほしい、終了時間を遅くしてほしいとの意見があったことから、今後、時間設定については検討が必要。
- ・ 平日は、利用者が少ないことから採算性が悪く、また、ごみの不法投棄も少ない傾向であることが判明したことから、サービス提供については土日及び祝日にするなどの検討が必要。
- ・ 食材提供サービスを希望する意見があったので、地元の食材などを提供できる方法について検討が必要。

ウ 周知について

- ・ 社会実験開始までの周知期間が短かったので、十分な周知期間が必要。
- ・ 三浦半島地域外からの利用者が約7割であったことから、利用者を増やすためには広域的な周知が必要。

エ 採算性について

- ・ サービスを提供する事業者の採算性の確保が図られるよう検討が必要。

海岸におけるバーベキュー利用について～検証結果から～

海岸におけるバーベキュー利用によるごみの不法投棄、騒音、臭いが、近隣の住民に多大な迷惑を与えていることから、海岸におけるバーベキュー利用を全面禁止すべきとの意見もある。

しかし、多くの人々が日々の生活をリフレッシュするための方法の一つとして、波の音を聞き、潮風を感じながら自然の中で行う海辺のバーベキューを選んでいることや、神奈川県にとって海は大切な観光資源であることを考えると、近隣の住民に迷惑をかけることなく、海辺でバーベキューを楽しむことができる方法を検討することは必要である。

こうした考えの下、今回、海辺のバーベキュー利用によるごみの不法投棄をなくすことを主な目的として社会実験を行ったところ、一部で日中の機材レンタルやごみ回収のサービス提供終了後にごみの不法投棄が行われてしまうという状況も見られたものの、全体としてはごみの不法投棄が減少し、また、併せて、騒音等の問題も解消され、ルールを守ってバーベキューを行う利用者が増加した。このことから、バーベキューを行うために管理された場所を提供することは、海岸の適正利用に一定の効果があることが検証された。

そこで、海辺のバーベキュー利用の適正化を図るため、各自治体において、生活環境や自然環境の保全の観点から、利用場所や利用時間を制限し、バーベキューを行うことが可能なエリアと禁止するエリアを設定して管理するなどの方法を検討することは必要と考える。

今回社会実験を実施した白秋碑苑においては、東部漁港事務所が来年度における本格実施に向け、現在検討を進めているところである。

また、横須賀三浦地域県政総合センターにおいては、今回の社会実験結果を受け、同様の取組を行う予定である自治体を支援していきたいと考えている。

今回の社会実験のように行政が民間の活力を活用しながら、海岸の適正利用を図りつつ、多くの方に海辺のバーベキューを楽しんでいただくために、今後も今回の検証により整理された課題の解決に向けて取り組んでいく。

<参考> 公共用物におけるバーベキュー利用について

1 都市公園におけるバーベキュー利用について

都市公園は、主として休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等を目的として利用するものであり、利用者は安全に利用できることを期待して訪れる場所であることから、公園管理者には利用者や施設の安全を確保する責務が生じる。

このため、都市公園法第 18 条に基づき制定された都市公園条例では制限行為が規定されており（第 11 条）、自由に火気を使用することはできないようになっている。

この規定により、都市公園においては公園管理者が指定したエリアにおいてのみバーベキューを行うことができ、その他の場所でバーベキューを行うことは条例に抵触することとなる。そのため、バーベキュー利用については、利用可能区域と禁止区域を定めて徹底した安全等の管理を行うことが可能である。

2 河川におけるバーベキュー利用について

河川区域内の国有地については、占用する場合は河川管理者の許可を受ける必要があるが（河川法第 24 条）、基本的には、自由に使用することが可能である。そのため、占用されていない区域及び民有地については、海岸と同様にバーベキューを行うことについての規制はない。

なお、数は少ないが、河川法の包括占用許可制度を適用し、治水上、環境の保全上等の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、市町村と河川管理者が協議して区域を決定した上で、都市計画に関する基本的な方針に沿った利用を行うことを条件として、市町村が包括的に占用許可を受け、一定区域に限定してバーベキューエリアを設定し、他を禁止エリアとした事例がある。

3 海岸におけるバーベキュー利用について

海岸は、誰もが他人の使用を妨げない限度において、その用法にしたがい、許可等の行為を要せずいつでも自由に使用することができることを原則としている。

海岸の区域をその領域とする法律には、海岸法、港湾法及び漁港漁場整備法があり、それぞれの目的は表 1 のとおりとなっている。

これらの法律の関係について、海岸法では、海岸保全区域（海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域）及び一般公共海岸区域（公共海岸（国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地等）のうち海岸保全区域以外の区域）の管理については、都道府県知事が行うこととされているが、海岸保全区域が港湾法による港湾区域や漁港漁場整備法による漁港区域と重複する場合においては、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長が、海岸管理者としてその海岸保全区域の管理を行うこととされている。

(表1) 横須賀三浦地域管内の海岸の管理区分

	海岸法	漁港漁場整備法	港湾法
目的	この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。	この法律は、水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もつて国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的とする。	この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。
対象区域	右記以外の海岸保全区域及び一般公共海岸区域（神奈川県知事横須賀土木事務所長（鎌倉市域にあっては藤沢土木事務所長）に委任）	東京湾 相模湾（時計回りに記載） 北下浦漁港（横須賀市長）/ 金田漁港・間口漁港・毘沙門漁港（三浦市長）/ 三崎漁港（神奈川県知事 東部漁港事務所長に委任）/ 初声漁港（三浦市長）/ 長井漁港・佐島漁港・秋谷漁港・久留和漁港（横須賀市長）/ 真名瀬漁港（葉山町長）/ 小坪漁港（逗子市長）/ 腰越漁港（鎌倉市長）	横須賀港（横須賀市長） 葉山港（神奈川県知事 横須賀土木事務所長に委任）

(1) 海岸法

海岸法は、「津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資する」という目的を達成するため、同法第8条の2第1項及び第37条の6第1項において、海岸保全区域及び一般公共海岸区域（これらの区域について、 から にはあっては、公共海岸に該当し、かつ、海岸の利用、地形その他の状況により、海岸の保全条特に必要があると認めて海岸管理者が指定した区域に限る。）における次の行為を禁止している。

海岸保全施設等を損傷し、又は汚損すること。

油その他の通常管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるもの¹により海岸を汚損すること。

- 油・海洋環境の保全の見地から有害である物質・粗大ごみ、建設廃材その他の廃物自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの²を行うこと。

- 土石を捨てること及び土地の表層のはく離、たき火その他の行為であって、動物若しくは動物の卵又は植物の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼすおそれがあるため禁止する必要があると認めて海岸管理者が指定するものを行うこと。

しかしながら、バーベキュー利用が一般に、 から (について、神奈川県が の政令に基づき指定するものはない。) に掲げる行為に該当するとは言えない。また、他法令においては、たき火を禁止している例はあるが、都市公園法施行令が、「公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為」として禁止しているほかは、に基づく政令と同様に、自然環境の保全を目的とするものとなっている。

＜他法令で、たき火を禁止している例＞

- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（特別保護地区）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（管理地区）
- ・自然環境保全法（原生自然環境保全地域）
- ・自然公園法（特別保護地区）
- ・都市公園法施行令

こうしたことから、海岸法(施行令)の規定を適用してバーベキュー利用を規制している事例は見当たらない。

(2) 漁港漁場整備法

漁港漁場整備法は、「水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、及び漁港の維持管理を適正にし、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資すること」という目的を達成するため、同法第39条第5項において、漁港区域(にはあっては、漁港施設の利用、配置その他の状況により、漁港の保全場必要があると認めて漁港管理者が指定した区域に限る。) 内において、みだりに次に掲げる行為をしてはならないと定めている。

基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損すること

船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て、又は放置すること

その他漁港の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令³で定めるものを行うこと

3 政令（漁港漁場整備法施行令）には規定なし。

漁港区域でのバーベキューが「基本施設である漁港施設を損傷し、又は汚損する」行為に該当するか判断するのは難しく、「船舶、自動車その他の物件で漁港管理者が指定したものを捨て」る行為については、漁港管理者である神奈川県が指定する物件が自動車、漁船以外の船舶及び漁具であるので、バーベキューから発生するごみを捨てる行為は含まれない。以上のことから、漁港漁場整備法の規定からバーベキューを規制する事例は見当たらない。

また、同法同条の趣旨を受けて、神奈川県漁港管理条例第8条で、「知事は、漁港の円滑な利用を図るため必要があると認めるときは、甲種漁港施設⁴を利用する者に対し、甲種漁港施設の利用時間その他利用方法について必要な指示をすることができる」という規定を定めている。

4 県が管理を行う漁港施設

そのため、バーベキューの利用により漁港の円滑な利用が妨げられているのであれば、必要な指示を行うことができるが、強制力や罰則は生じない。また、いわゆる「公共空

地」といった漁港施設が設置されていない部分については、他の海岸と同様、特に規制する規定はない。

(3) 港湾法

港湾法は、「交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全すること」を目的として、港湾法第 37 条の 3 において「何人も、港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区（中略）内において、みだりに、船舶その他の物件で港湾管理者が指定したものを捨て、又は放置してはならない。」と規定されているが、このほか具体的な禁止行為は規定されておらず、港湾法の規定からバーベキューを規制する事例は見当たらない。

ただし、港湾緑地に公園などの施設を整備している場合、条例等によりその施設の利用を定めており、利用エリアの区分などによる制限を行っている事例がある（横須賀市うみかぜ公園など）。このような場合、比較的スムーズに適正利用が促されている。

利用者等の状況(最終)

別紙1

月	日	曜日	株式会社デジサーフ提供サービス利用者			
			ごみ袋購入数 (セット数)	機材レンタルサービス利用		
				組数	利用人数	コンロ数
7月	19	土	0	1	5	1
	20	日	0	2	20	2
	21	月	1	3	18	4
	22	火	1	1	12	2
	23	水	0	1	2	1
	24	木				
	25	金				
	26	土	1	1	5	1
	27	日	1	2	14	2
	28	月				
	29	火	1	1	5	1
	30	水				
	31	木				
小計			5	12	81	14
8月	1	金				
	2	土	1	2	25	3
	3	日	2	4	48	9
	4	月	0	1	3	1
	5	火				
	6	水				
	7	木	1	2	10	2
	8	金				
	9	土	1	4	20	4
	10	日				
	11	月				
	12	火				
	13	水	0	3	25	4
	14	木	1	2	8	2
	15	金	2	2	28	4
	16	土	5	0	0	0
	17	日	4	7	55	7
	18	月	0	1	3	1
	19	火	0	1	7	1
	20	水				
	21	木	0	3	15	3
	22	金				
	23	土	0	3	17	3
	24	日	0	5	38	7
	25	月				
	26	火				
	27	水				
	28	木				
	29	金				
	30	土	0	9	56	11
	31	日	0	4	31	6
小計			17	53	389	68

午後1時のコンロ数		
レンタル	持ち込み	合計
1	0	1
2	4	6
4	4	8
2	0	2
1	0	1
	0	0
	1	1
1	2	3
2	2	4
	2	2
1	3	4
	2	2
	2	2
14 (38.9%)	22 (61.1%)	36
	0	0
3	3	6
9	5	14
1	1	2
	0	0
	1	1
	0	0
2	0	2
	3	3
4	0	4
	0	0
	1	1
	0	0
4	1	5
2	3	5
4	6	10
0	13	13
7	9	16
1	0	1
1	2	3
	0	0
3	0	3
	0	0
3	0	3
7	3	10
	8	8
	0	0
	0	0
	0	0
	0	0
11	1	12
6	3	9
68 (51.9%)	63 (48.1%)	131

利用者等の状況(最終)

別紙1

月	日	曜日	株式会社デジサーフ提供サービス利用者			
			ごみ袋購入数 (セット数)	機材レンタルサービス利用		
				組数	利用人数	コンロ数
9月	6	土	0	0	0	0
	7	日	0	1	5	1
	13	土	0	3	32	8
	14	日	2	7	33	7
	15	月	0	4	32	6
	20	土	0	0	0	0
	21	日	0	0	0	0
	23	火	0	2	11	2
	27	土	0	2	4	2
	28	日	0	2	17	3
小計			2	21	134	29
合計			24	86	604	111

午後1時のコンロ数		
レンタル	持ち込み	合計
0	0	0
1	0	1
8	0	8
7	3	10
6	1	7
0	0	0
0	1	1
2	1	3
2	0	2
3	1	4
29 (80.6%)	7 (19.4%)	36
111 (54.7%)	92 (45.3%)	203

網掛けのセルは、東部漁港事務所が15:30～16:00頃パトロールに出た際に数えた組数を入れている。

適正利用に向けた社会実験のアンケートにご協力をお願いします！

神奈川県横須賀三浦県政総合センター企画調整課 電話 046-823-0290

近年、海辺でバーベキューを楽しむ方が増えていますが、ごみの不法投棄により近隣住民の方々に迷惑がかかる問題が多く発生しています。そこで神奈川県では、ここ城ヶ島白秋碑苑において、みんなが嫌な思いをせずに、海辺でのバーベキューを楽しんでいただくための社会実験を実施しております。

次のアンケート調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

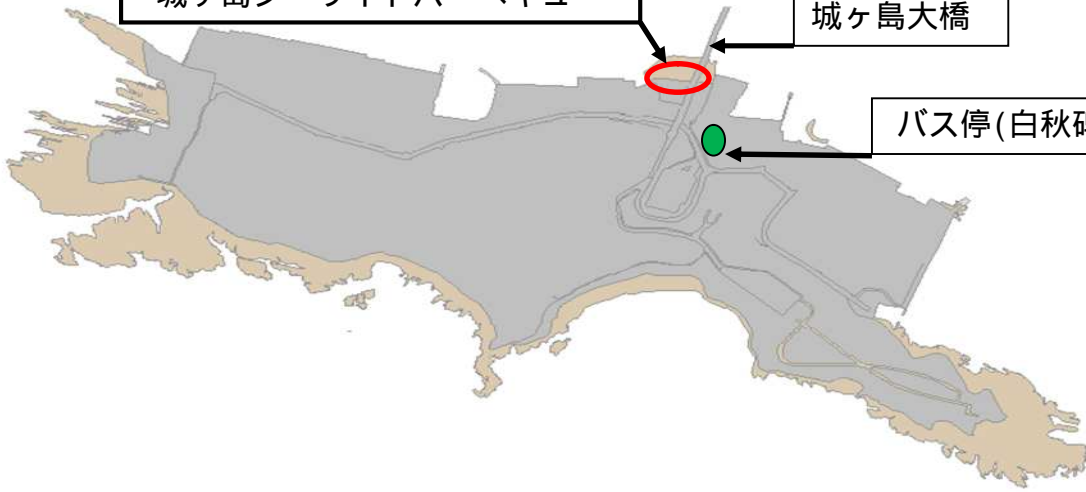
Q1	どちらからいらっしゃいましたか？	三浦市内 その他県内	横須賀市内 県外	横浜市内	
Q2	何人でご来場されましたか？	1～5人 31人以上	6～10人	11～20人 21～30人	
Q3	どのような方といらっしゃいましたか？ (複数可)	家族 その他()	親族	友人 同僚 サークル	
Q4	何を利用して来られましたか？	自動車 その他()	公共交通機関(バスなど)		
Q5	(Q4で と回答された方) お車はどちらに駐車しましたか？ 裏面の地図からお選びください。	その他()			
Q6	今回はどのサービスを利用しましたか？	機材レンタルサービス(ゴミ回収含む) ゴミ回収サービスのみ			
Q7	機材レンタルの時間設定(11時～16時) は適当ですか？	適当	開始時間が遅い	終了時間が早い	
Q8	機材レンタル料金(大人1,000円、小学生500円)は適当ですか？	非常に安い やや高い	やや安い 非常に高い	適当	
Q9	ゴミ回収サービス料金(分別用3枚500円)は適当ですか？	非常に安い やや高い	やや安い 非常に高い	適当	
Q10	白秋碑苑で、今後もサービスを利用したいですか？	機材レンタル(ゴミ回収含む)を利用したい ゴミ回収のみを利用したい 機材レンタルだけを利用したい あらゆるサービスも利用しない			
Q11	海辺でのバーベキュー利用について、やってよい場所を決めるなど、場所や時間を限定することについてどう考えますか？	必要である どちらでもない その他()	必要ない		
Q12	海辺でのバーベキューについてのご意見 などがありましたらお願いします。 (自由記述)				

城ヶ島

城ヶ島シーサイドバーベキュー

城ヶ島大橋

バス停(白秋碑前)



アンケート集計結果

1 実施方法

機材レンタルサービス及びごみ回収サービスを利用したグループ毎に実施し、機材レンタル返却時やごみ回収時にアンケート用紙に記載していただいた。グループ毎の回答であるため、場合によっては複数回答となっている。

2 回収率

72.7% (対象 110 組に対し、回答数は 80 組)

3 アンケートの内容と回答結果

(端数処理のため、割合の合計は 100%にならない場合があります。)

Q 1 どちらからいらっしゃいましたか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
三浦市内	8	9.2
横須賀市内	15	17.2
横浜市内	27	31.0
その他県内	12	13.8
県外	25	28.7
(合計)	87	

Q 2 何人でご来場されましたか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
1～5人	43	53.8
6～10人	26	32.5
11～20人	10	12.5
21～30人	1	1.3
31人以上	0	0.0
(合計)	80	

Q 3 どのような方といらっしゃいましたか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
家族	26	29.2
親族	4	4.5
友人	44	49.4
同僚	11	12.4
サークル	0	0.0
その他	4	4.5
(合計)	89	

その他……会社、ゼミ

Q 4 何を利用して来られましたか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
自動車	64	73.6
公共交通機関	23	26.4
その他	0	0.0
(合計)	87	

Q 5 お車はどちらに駐車しましたか？（裏面の地図からお選びください。）

選択肢	回答組数	割合 (%)
(城ヶ島第 1 駐車場)	2	3.3
(城ヶ島第 2 駐車場)	0	0.0
(城ヶ島第 3 駐車場)	2	3.3
(城ヶ島第 4 駐車場)	1	1.7
(県立公園第 2 駐車場)	53	88.3
(県立公園第 1 駐車場)	1	1.7
その他	1	1.7
(合計)	60	

その他……すぐ近くのところ

Q 6 今回はどのサービスを利用しましたか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
機材レンタルサービス（ごみ回収含む）	77	97.5
ごみ回収のみ	2	2.5
(合計)	79	

Q 7 機材レンタルの時間設定（11時～16時）は適当ですか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
適当	61	77.2
開始時間が遅い	7	8.9
終了時間が早い	11	13.9
(合計)	79	

Q 8 機材レンタル料金（大人 1,000 円、小学生 500 円）は適当ですか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
非常に安い	18	23.1
やや安い	11	14.1
適当	44	56.4
やや高い	5	6.4
非常に高い	0	0.0
(合計)	78	

Q 9 ごみ回収サービス料金（分別用 3 枚 500 円）は適当ですか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
非常に安い	13	17.8
やや安い	9	12.3
適当	41	56.2
やや高い	10	13.7
非常に高い	0	0.0
(合計)	73	

Q 10 白秋碑苑で、今後もサービスを利用したいですか？

選択肢	回答組数	割合 (%)
機材レンタル	72	92.3
ごみ回収	3	3.8
ゴミ回収を含まない機材レンタル	1	1.3
あらゆるサービスを利用しない	2	2.6
(合計)	78	

Q11 海辺のバーベキュー利用について、やってよい場所を決めるなど、場所や時間を限定することについてどう考えますか？

選択肢	回答組数	割合(%)
必要である	69	86.3
必要ない	2	2.5
どちらでもない	8	10.0
その他	1	1.3
(合計)	80	

その他……このやり方が一番

Q12 海辺でのバーベキューについてのご意見などがありましたらお願いします。

- ・今回とてもきれいな環境でとても楽しめました。
- ・非常に気持ちの良いBBQ場でした。ありがとうございます。
- ・とてもサービスがよかった。また来たいです。ありがとうございました。
- ・サイコウでした。
- ・大満足でした。もっと周知をして多くの人に参加してほしいと思います。
- ・とても楽しかったです。ぜひまた利用したいです。
- ・バナナボートなどレジャーがあれば何より。最高でした。
- ・楽しめました。
- ・海辺は風が強いので炭に火をつけやすくする工夫があるといいです。海辺のバーベキューはとても楽しかったです。
- ・利用する場所を決めてほしい。
- ・ルールを決めることは大切だと思う。
- ・若者がおしっこを木陰でしているようで、通ると臭かった。
- ・貸切で楽しかったです。
- ・とても楽しかった。
- ・ゆったりと楽しめました。でももう少し早い時間から開いているとありがたいです。
- ・今回は時期はずれの9月13日の利用であったので、すいているのが良かったです。
- ・トイレの増設。
- ・屋根がほしい。
- ・食材サービス(有料・要予約)
- ・ゴミ回収サービスなどを利用しても、利用者各自清掃など注意を促すほうが良いと思う。
- ・ルールを守って環境を守る働きかけが必要。